

第69号議案

令和3年2月22日
任用給与課

東京都人事委員会規則等の一部改正について（給与関係）

標記の件について、下記Ⅰの東京都人事委員会規則については、別添1のとおり一部改正し、施行する。

また、下記Ⅱの東京都規則等の一部改正については、申請及び協議（別添2）のとおり承認及び同意する。

記

Ⅰ 東京都人事委員会規則の一部改正（別添1）

- 1 任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準の一部を改正する規則

Ⅱ 東京都規則等の一部改正（別添2）

- 1 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 2 学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

I 東京都人事委員会規則の一部改正

1 任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準の一部を改正する規則

検疫法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容
別 表 第1号	【検疫法の改正に伴う規定整備】 給与の減額を免除できる場合として、検疫法による「感染を防止するための協力」を追加 ※ 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年2月13日施行）において、検疫法に宿泊療養・自宅待機その他の感染防止に必要な協力要請の規定を新設
施 行 期 日 附則	公布の日（令和3年2月24日予定） ただし、令和3年2月13日から適用

II 東京都規則等の一部改正

1 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則【申請・協議】

手当に係る事務の簡素化等に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容
届 出 の 様 式 等 第6条第3項	【手当に係る事務の簡素化に伴う改正】 給与条例適用外所属の様式による扶養手当及び住居手当に係る届出を可能とする
勤 務 1 時 間 当 た り の 給 料 等 の 額 の 算 出 第12条第2項第1号	【年間休日数の改正】 「18」→「19」
施 行 期 日 附則	令和3年3月1日 ただし、年間休日数の改正については令和3年4月1日

2 学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

Iの1と同様の改正を行う。

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

給与関係規則の一部改正について（申請及び協議）

このことについて、下記のとおり規則の改正を行う必要があるため、職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号。）第 18 条の規定に基づき、承認を申請するとともに、同条例第 23 条の規定に基づき協議します。

記

1 改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和 37 年東京都規則第 172 号）

2 改正理由

手当に係る事務の簡素化等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

2 教人勤第 2 9 9 号

令和 3 年 2 月 1 9 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公 印 省 略)

学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則
の改正について (申請)

このことについて、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 5 号) の施行に伴い、別紙のとおり規定を整備する必要がある
ので、学校職員の給与に関する条例 (昭和 31 年東京都条例第 68 号) 第 16 条第 2 項の
規定に基づき承認方申請します。

名 称	番号	根拠規定	備考
学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第16条第2項	承認申請

任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準の一部を改正する規則を公布する。

令和三年二月 日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第 号

任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準の一部を改正する規則

任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準（昭和二十七年東京都人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「停留」の下に「若しくは感染を防止するための協力」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準別表第一号の規定は、令和三年二月十三日から適用する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）及び東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）に規定する扶養手当及び住居手当に係る各任命権者が定める届出の様式は、知事の承認を得たものとみなす。

第十二条第二項第一号中「十八」を「十九」に改める。

附 則

この規則は、令和三年三月一日から施行する。ただし、第十二条第二項第一号の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正
する規則を公布する。

令和三年二月

日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第一号

学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則（昭和三十一年東京都教育委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「停留」の下に「若しくは感染を防止するための協力」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則別表第一号の規定は、令和三年二月十三日から適用する。

任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準（昭和二十七年東京都人事委員会規則第三号）新旧対照表（抄）

改正案		現行	
<p>別表 第一条及び第二条（現行のとおり）</p>		<p>別表 第一条及び第二条（略）</p>	
<p>備考（現行のとおり）</p>	<p>原因</p> <p>一 感染症の予防及び感染に關する法律（平成十年法律第百十四号）による就業制限、交通の制限若しくは遮断若しくは感染を防止するのための協力又は検疫法（昭和二十六年法律第二十二号）による停留若しくは感染を防止するための協力は</p>	<p>原因</p> <p>一 感染症の予防及び感染に關する法律（平成十年法律第百十四号）による就業制限、交通の制限若しくは遮断若しくは感染を防止するのための協力又は検疫法（昭和二十六年法律第二十二号）による停留若しくは感染を防止するための協力は</p>	<p>承認を与える日又は時間</p> <p>（現行のとおり）</p>
<p>二から十四まで（現行のとおり）</p>	<p>（現行のとおり）</p>	<p>二から十四まで（略）</p>	<p>承認を与える日又は時間</p> <p>（略）</p>

改正案	現行
<p>第一条から第五条まで（現行のとおり） （届出の様式等）</p> <p>第六条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する届出については、知事の承認を得て任命権者が別に定める様式（当該様式に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）によることができる。この場合において、学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）及び東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）に規定する扶養手当及び住居手当に係る各任命権者が定める届出の様式は、知事の承認を得たものとみなす。</p> <p>4（現行のとおり）</p> <p>第六条の二から第十一条まで（現行のとおり） （勤務一時間当たりの給料等の額の算出）</p> <p>第十二条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>一 再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等以外の職員 勤務時間条例第二条第一項に規定する一週間の正規の勤務時間に五十二を乗じて得たものから七時間四十五分に十九を乗じて得たものを減じた時間</p> <p>二及び三（現行のとおり）</p> <p>3（現行のとおり）</p> <p>第十三条から第十五条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第五条まで（略） （届出の様式等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する届出については、知事の承認を得て任命権者が別に定める様式（当該様式に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）によることができる。</p> <p>4（略）</p> <p>第六条の二から第十一条まで（略） （勤務一時間当たりの給料等の額の算出）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等以外の職員 勤務時間条例第二条第一項に規定する一週間の正規の勤務時間に五十二を乗じて得たものから七時間四十五分に十八を乗じて得たものを減じた時間</p> <p>二及び三（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第十三条から第十五条まで（略）</p>

別記様式第一号から様式第四号まで
(現行のとおり)

別記様式第一号から様式第四号まで
(略)

学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則（昭和三十一年東京都教育委員会規則第二十三号）新旧対照表（抄）

改正案		現行	
第一条及び第二条（現行のとおり） 別表		第一条及び第二条（略） 別表	
原 一 感染症の予防及び感染に 関する法律（平成十年法律 第百十四号）による就業制 限、交通の制限若しくは遮 断若しくは感染を防止す るための協力又は検疫法 （昭和二十六年法律第二 百一十号）による停留若しく は感染を防止するための 協力	因 承認を与える日又は時間	原 一 感染症の予防及び感染に 関する法律（平成十年法律 第百十四号）による就業制 限、交通の制限若しくは遮 断若しくは感染を防止す るための協力又は検疫法 （昭和二十六年法律第二 百一十号）による停留	因 承認を与える日又は時間
二から十五まで（現行のと おり）	（現行のとおり）	二から十五まで（略）	（略）
（備考）（現行のとおり）	（備考）（略）		